

行田市産業文化会館ホール空き時間有効活用事業利用規約

この規約は、「行田市産業文化会館ホール空き時間有効活用事業」をご利用していただく際に遵守していただく条件を、お客様と当財団との間で定めるものです。

1. 利用条件

(1)対象者

申し込みの際に、本利用規約に同意していただける方、どなたでもご利用可能です。

*ただし、高校生以下の方のご利用は保護者（1名）同伴とします。

(2)貸出期間・時間等

行田市産業文化会館（以下「産文」という。）ホールの空き時間をご利用ください。

期間 令和2年12月25日まで

時間 午前の部（9時30分～11時30分）午後の部（13時30分～16時30分）のうち1時間単位で貸出し。1日最長3時間まで。

*期間中、1団体5回まで予約可。

*行田市産業文化会館条例第5条に基づき、引き続いて利用できる期間は、5日とします。

(3)貸出場所・物件等

貸出場所は産文ホールです。その他の条件は以下のとおりです。

・舞台照明…舞台照明灯（ボーダーライト）を点灯し、演出等はありません。

・舞台設備…素舞台となります。

・貸出備品…ピアノ、ピアノ椅子、譜面台、長机等

*施設及び備品の使用について、舞台係の指示に従ってご利用ください。

*物品を持ち込む場合は、事前にお知らせください。

(4)貸出目的

ピアノや管弦楽器の練習場所としての利用とします。現時点で、歌唱については飛沫感染防止の観点から不可とします。

(5)定員

1申込につき5名まで（保護者は含めない）ただし、管楽器の場合は飛沫感染防止のため1名のみとします。

(6)利用料金

市内在住、在勤、在学の方（ピアノを利用する場合） 1時間につき1,500円

（ピアノを利用しない場合） 1時間につき1,000円

市外の方（ピアノを利用する場合） 1時間につき3,000円

（ピアノを利用しない場合） 1時間につき2,000円

(7)その他

営業行為等（プロフェッショナルの方）の利用並びに練習風景の動画を営利目的で動画共有サービス等に配信することはおやめください。

2. 申込み

申込者は利用者本人とします。利用希望日の1カ月前から1週間前までに仮予約及び利用申し込みを済ませてください。

仮予約は、直接産文へ来館または電話し、空き状況を確認の上、仮予約をしてください。

申し込みは産文にある「利用申込書」に必要事項を記入の上、料金を添えてご提出ください。

その際に本人確認ができるものをご提示いただきます。

*お客様の個人情報、当事業以外での目的には使用しません。

*利用を取り消す方は、前日の午後5時までに産文（048-556-6371）へご連絡ください。

受付時間 9時00分～17時00分

*申し込み後、催し物の利用が入った場合は、日付の変更または中止していただく場合がございます。

*利用日（予約日）を過ぎますと、料金の返金はできません。

3. 事故発生時の対応

利用中に発生した事故について、公立文化施設賠償責任保険の利用規約に基づき対処します。

4. 故障、破損、損傷

利用中に施設及び備品の故障又は損傷があった場合は、速やかにご報告ください。お客様に起因する故障、損傷については、かかった修理費用について、原則として全額弁償していただきます。

なお、各自で持ち込んだ物品については、一切の責任を負いません。

5. 禁止行為

次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し又は利用の停止をします。

(1)本利用規約に違反したとき

(2)管理上支障があるとき（火気類や危険物を持ち込む等）

(3)当館の指示に従わないとき

(4)許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき

(5)その他、行田市産業文化会館管理規則第5条の規定に該当すると判断したとき

